

# 療育手帳の再判定の時期が

改正されました

令和4年1月1日から、療育手帳の再判定の時期が改正されました。

18歳以降に判定を受けた方は、その後の再判定が不要になります。令和3年12月末日までに判定を受けて、次回判定年月が定められた方へも経過措置があり、「次回判定」欄の書換えが可能な方がいます。

詳しくは、**国東市福祉課障がい者支援係**、又は**知的**

**障害者更生相談所**へご相談ください。

## 例

19歳の時に最後の判定を受けている、現在21歳の方の場合

現在の「次回判定」欄「令和12年1月」

→（書換え後）「判定不要」

\* 全ての方が書換えの対象になるわけではありません。